

## 広島県告示第七百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年九月二十二日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地
扇迫川（五 二九隣）	広島県東広島市志和町別府地内
土石流	土砂災害警戒区域
自然現象の種類による原因の発生原の土砂災害	土砂災害特別警戒区域
表区域の示の区域の名称	土砂災害特別警戒区域
自然現象の種類による原因の発生原の土砂災害	土砂災害特別警戒区域
号三律の土戒定第区域施推砂区す九域で政行進災域の定令に害等土第表め第一関防に砂二示る八平す止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。